

謝金等支払規程

第1条 目的

この規程は、山梨県社会保険労務士会（以下、「当会」という。）が、当会の会員（以下、「会員」という。）に支払う謝金について、支払い基準の公正及び事務の効率化を図ることを目的とする。

第2条 謝金

当会は、会員が委員会（特別委員会、臨時に設置される委員会を含む）活動を行なった場合、及び、つぎの各号の業務等を会員に依頼した場合、この規程により謝金を支払う。ただし、同時に2以上の業務に該当する場合は、謝金の額の高い方（同額の場合はいずれか一方）のみを支払対象とする。

1. 会議への出席又は委員会の活動への参加
2. 研修会、セミナー（講習会）、講義、講演等の講師
3. 行政機関等との交流・PR・打ち合わせ
4. 総合労働相談所及び無料相談会の相談員
5. 社労士会労働紛争解決センター山梨の運営委員、あっせん委員の業務
6. 資料の発送・配付その他の実作業
7. デジタル化推進としての講師料
8. 上記以外で会長が相当と認めるもの

第3条 適用範囲

つぎの場合には、前条各号にかかわらずこの規程を適用しない。

1. 対価としての金額で報酬の契約を行なった場合
2. 受託事業及び依頼先負担事業等の場合
3. 当会の他の規程に謝金または対価の定めがある場合
4. 理事会の承認を得た場合

第4条 謝金の請求

1. 謝金は事後払いを基本とする。
2. 請求者（代表請求も可）は、請求書に報告書を添え事務局に提出する。
3. 日当及び謝金の請求は、業務の終了後速やかに行なうものとする。

第5条 謝金の額

謝金は、別表に定める金額（消費税込み）を原則振込で行う。ただし、会員からの申し出により現金で支給するものとする。

第6条 改訂

この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則1 この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附則2 この規程は、令和2年2月1日から適用する。

附則3 この規程は、令和4年10月1日から適用する。

附則4 この規程は、令和5年10月1日から適用する。

附則5 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

【別表】謝金の額（第5条関係）

4版 R6.4.1

項目	内容	謝金又は日当(税込)	交通費	備考
会議、委員会等への出席	正副会長会	1,000円	旅費規程による	
	理事会	3,000円	旅費規程による	
	各委員会	1,000円	旅費規程による	
研修会、講義、セミナー、講演の講師等	研修会	15,000円	支給なし	1講師1講義
	社労士会セミナー	30,000円	支給なし	1講師1講義
	SSS	15,000円	支給なし	模擬面接官、出前講義 (訪問検定)
	SSS 出前講義の補助	5,000円	支給なし	
	デジタル化推進講師	5,000円	支給なし	1回当たり、年間限度設定あり
	開業準備研修講師	500円	支給なし	1講義当たり
渉外活動	SSS 学校訪問	支給なし	37円/km (1,000円保障)	講師としての訪問は対象外。
	行政等への資料配付等	支給なし	37円/km	移動距離の合算
	イベント係員(1日)	5,000円	支給なし	5時間以上
	イベント係員(半日)	2,000円	支給なし	2時間以上5時間未満
	イベント係員(短時間)	1,000円	支給なし	2時間未満
	ボランティア	支給なし	支給なし	
無料相談会	総合労働相談所相談員			「総合労働相談所運営規程」による
	社労士会セミナーの相談員	6,000円	支給なし	
	上記以外の相談員	12,000円	支給なし	
労働条件審査委員会	審査業務	100,000円 (審査先1件)	支給なし	メンバーの業務負担割合に応じて配分する。
労働紛争解決センター山梨	運営委員会等			「社労士会労働紛争解決センター山梨申立費用及び謝金規程」による。
	あっせん委員			
実作業	資料等の配布・発送	1,000円	旅費規程による	委員会活動に含む
資料コピー代立替	カラーコピー	50円/枚	—	事務局へ請求
	白黒コピー	10円/枚	—	

注) 1. 謝金は、対価性を重視していないため、事前準備、資料作成等は考慮していません。
2. 委員会等は、基本的に2時間を超えない範囲で行われるものと想定しています。